

## 意見書

平成 19 年 11 月 26 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「NTT東西から申請のあった活用業務の内容」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「NTT東西から申請のあった活用業務の内容」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

## 【総論】

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)は、活用業務制度により県間通信に係る業務等を提供していますが、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)第 1 条第 2 項、及び「NTT の再編成についての方針」(平成 8 年 12 月 6 日公表)の趣旨に鑑みた場合、NTT 東西の本来の業務範囲はあくまで地域電気通信業務等に限られるべきです。すなわち、活用業務は NTT 東西が地域電気通信業務等を営むにあたり余剰となる経営資源(設備若しくは技術又はその職員)を利用するもので、かつ公正競争に支障を与えるおそれがないことを明白に証明された場合に限り認可されるべきものであると考えます。

しかしながら、活用業務制度の開始以降、当該制度に係る申請はすべて認可され、その結果 OAB-J IP 電話における県間通話の提供、地域 IP 網の広域化、NTT 東西間での IPv6 地域 IP 網相互接続等、県間通信に係る様々な業務等が提供され、NTT 東西はその本来の業務範囲を超え、広範な事業領域への進出を実現しています。

このように、現状では NTT 東西の業務範囲規制が有名無実化されることに加え、NTT 東西の実質的な一体化が進行しており、いわば NTT 法が脱法的に運用されることによって、もともと不十分であった「日本電信電話株式会社の移動体事業の分離」及び「日本電信電話株式会社の再編成」(以下、「NTT 再編成」という。)の趣旨すら没却されているものと考えます。

上記認識に基づき、今回の活用業務申請に関する弊社共の基本的な考え方を以下に述べさせていただきます。

1. 上記の NTT 法及び NTT 再編成の趣旨は、公正競争確保のために当時の NTT を地域・長距離に構造分離するというものであり、「構造分離なくして公正競争なし」という思想を体現したものです。この NTT 法及び NTT 再編の趣旨から言って、NTT 法第 2 条第 5 項の規定は、その基本としてこれらの趣旨に抵触する規定であることから、その解釈・運用は限定的に行われるべきであり、活用業務の許容範囲はこれらの NTT 法及び NTT 再編成の趣旨を没しない範囲で行われなければなりません。

したがって、総務省は NTT 法第 2 条第 5 項に則り、認可の前提として「地域電気通信事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない」こと及び「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことを明確に立証しなければなりません。

なお、「おそれ」は「可能性」と同義であり、NTT 法第 2 条第 5 項においては、「支障を及ぼ

す可能性は少ない」ことの立証ではなく、「支障を及ぼす可能性がない」ことの立証が必要となります。したがって、公正競争の確保が出来ない「可能性」が僅かでもある場合、認可してはならないというのが、当然の文理解釈であると考えます。

また、これまでの運用においては、公正競争確保のための7つの措置を認可条件として認可されていましたが、営業面でのファイアーウォール等は、それ自体が外部から可視的でなく、しかもその実行は実行しないことにインセンティブを有する本人に委ねられています。したがって、このような措置は、公正競争確保のために決して十分なものではないため、総務省は上記の通り、NTT法とNTT再編の趣旨に則り、NTT法第2条第5項を運用すべきであると考えます。

2. これまで個々の活用業務がそのみで「地域電気通信事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない」もの及び「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ものとして認可されてきましたが、「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことの検討は、少なくとも以下の三点に着目して検討されるべきと考えます。

- ① 現在NTT東西が行っているすべての活用業務の総体による検討
- ② 活用業務と一体として提供されるサービス全体に基づく影響の検討
- ③ 中長期視点でのユーザ影響の検討

3. また、本件はガイドラインにおける以下の記載にまさに該当するものと考えます。

「活用業務が県内通信に係る業務と不可分一体のものとして提供される場合においては、これら業務を一体として捕らえた上で審査する」

「競争事業者が東・西NTTの営む活用業務と同様の業務を営む上で、東・西NTTの設置するボトルネック設備への依存度が大きい場合には、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請は高まることとなる」

そもそも県間サービスは、NTT再編成の趣旨から考えればNTT東西以外が競争環境下で提供すべきものであり、NTT東西が提供すべきものではありません。仮にNTT東西が活用業務を用いて県間サービスを提供する場合、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことを確保するためには、その契約締結時に地域電気通信業務に係る顧客情報を利用することや、地域電気通信業務と活用業務のバンドル提供を行うことは認められず、地域電気通信業務と活用業務は明確に分離されていることが必要と考えます。具体的な例としてはIP電話サービスの契約をもって、県間IP電話サービス(活用業務)も利用可能とすることは適当ではなく、利用者に別個のサービスであることを示した上で、これらを個別の契約により提供することが必要と考えます。なお、この考え方は他の活用業務についても同様です。

4. 今回、「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」、「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」及び「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」について、活用業務認可申請の対象となっていますが、

現時点では、NTT 東西の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)が実際に提供されていないため、それぞれどのようなサービスか不明です。さらに「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」が並行して情報通信審議会において諮問・検討が行われているところであり、これが整備されない限り、NTT 東西がネットワークオープン化について適切な措置をとることは不可能であり、活用業務ガイドラインの要件を満たさないことから、本件の認可を行うことも当然不可能です。このようにサービス内容及び公正競争を確保するために講ずべき措置が判断できない状態で、総務省が「公正な競争の確保に支障を及ぼす可能性がない」と判断するのであれば、それは「想定に想定を重ねた判断」であり、「可能性がない」ことの立証にならないのは明らかです。仮に、総務省が本件申請を認可した場合、行政としての裁量を逸脱した違法な認可となるおそれが強いと考えます。

5. さらに、今回の NTT 東西の活用業務の申請において、ページ東-A-8、東-A-10、東-B-8、東-B-10、西-A-8、西-A-10、西-B-8、西-B-10 に記載されているように、光ファイバをNTT-NGN のアクセスに使用することは明らかです。NTT 東西は光アクセスサービスに関して70%以上のシェアを有しています。公正取引委員会の「独占的状态ガイドライン」の「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の別表 2 において、「独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野」の一つとして「固定電気通信」が挙げられていることもあり、今回の活用業務の審査においても、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下、「独占禁止法」という。)の精神、特に独占禁止法第 2 条第 7 項の「独占的状态」の規定、第 8 条の 4 の規定、第 3 条の規定及び第 19 条の規定に鑑み、その市場構造要件、新規参入要件、弊害要件の検討も行うことが望ましいと考えます。
6. 「次世代ネットワークを利用したフレッツサービス」については、NTT 法第 2 条第 5 項に定める「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」があるのは明らかであり、不認可とされるべきであると考えます。
  - ① NTT 東西は光アクセスサービスで 70%以上のシェアを有しており、シェアは増加の傾向にあること
  - ② 他事業者としてはシェアドアクセスの 1 分岐端末回線ごとの接続が認められていないことから公正な競争ができない状況にあること
  - ③ 本件活用業務が認可されれば、NTT 東西の光アクセスサービスの競争力はさらに強化されること
7. NTT法において業務範囲規制が規定されている趣旨は、ボトルネック設備を有する地域通信部門と競争分野となる長距離通信部門等を構造的に分離し、公正競争を確保するものである以上、「活用業務」の範囲についても、上記趣旨に反しない範囲で限定的に解釈されるべきであり、地域通信部門と長距離通信部門等を融合させるような業務はそもそも NTT 法の

趣旨に反するものとして許容されるべきではありません。この点、例えば、「次世代ネットワークを利用した IP 電話サービス」については、仮にこの IP 電話サービスが現在の交換機ベースの加入電話サービスと同等、またはそれ以上のサービス品質を有するものであるならば、加入電話サービスから IP 電話サービスへの移行が進展するものと考えられ、活用業務として提供される IP 電話は単なる「県間電話」となります。これは、活用業務の許容範囲を逸脱し、NTT 再編成の趣旨を超えていることは明らかであり、さらに NTT に課された規制の枠組みを無効にするものです。したがって、NTT東西が今回申請している業務は、そもそも上記の理由等から「活用業務」に該当しえないことは明らかであり、「活用業務」にかかる誤った解釈に基づき、「ボトルネック設備を有する部門」たるNTT東西が、競争分野たる長距離通信部門に係るNGNビジネスに参入することは絶対に許されてはなりません。よって、本件は「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の有無を審査するまでもなく、即不認可とされるべきであると考えます。

8. 「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」については、NTT 東西のイーサネットサービスの県間進出（活用業務）は公正競争を阻害することから、不認可とされるべきであると考えます。仮に認められるとしても、公正競争確保のためには、少なくとも、指定電気通信役務とした上で、各收容局ごと等の多様な接続点を設け、接続料を設定し、料金設定権を接続事業者に付与しエンドエンドでの料金設定を可能とするとともに、NTT 東西が設定する接続料についてスタックテストを厳密に行うことが必須であると考えます。
9. 仮に NTT 東西が NTT-NGN において県間通信ならびに NTT 東西間の相互接続を行うことが認可されるのであれば、その際には少なくとも他事業者もあらゆる面で同等に次世代ネットワークサービスを提供できるようにルール整備がなされる必要があり、アクセス回線における分岐端末回線単位での接続の実現は勿論のこと、IP 網における利用者選択の多様化の為に、現状の GC/ZC 相当の接続点が整備されることや、公正競争が可能な水準の接続料の設定等の接続ルールが整備されることが最低条件として担保される必要があります。仮にこのような接続ルールが整備されない場合には、接続事業者との公正な競争の確保に支障を及ぼし NTT 法第 2 条第 5 項に抵触することは明らかであり、次世代ネットワーク上のサービスは NTT 東西の独占市場と化し、消費者利便は大きく損なわれることとなります。

そもそも、本来、次世代ネットワークのような県内・県間を一体的に提供するサービスは、NTT再編成時の整理に基づき、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTTコミュニケーションズ」という。）が提供すべきものです。平成 19 年 11 月 9 日付け社長会見 (<http://www.ntt.co.jp/kaiken/index.html>) によると、NTT東西はNTT東西の光アクセス回線において 2010 年に 2,000 万世帯の加入を目指すとしており、現在の光ブロードバンド契約数の総数をはるかに上回る契約数の獲得を目標とする等、NTT-NGNに基づくIPサービスが主力業務になることを承知の上で、NTT東西が活用業務として提供するとすれば、NTT再編成の主旨を形骸化することとなり問題です。ましてや、NTT東西が相互に直接接続を行い、NTT-NGNを一体的に運営することは、NTT東西及びNTTコミュニケーションズへの分離が実

施されたNTT再編成を無意味にするものであり、適切ではありません。

このように、平成 11 年に実施された NTT 再編成は、NTT 東西を始めとするグループ各社の行為により、ないがしろにされつつあります。この点に関しては、平成 19 年 2 月 14 日の日本電信電話株式会社の社長会見(<http://www.NTT.co.jp/kaiken/2007/070214.html>)における発言から、日本電信電話株式会社及び NTT 東西が一体となって意図的に NTT 再編成の主旨を形骸化させつつあること、及び本来は現行の業務範囲規制について根源的な見直しが必要であることを認識しているにも係わらず、現行制度下において如何に業務範囲規制を脱法的に切り抜けるかということ在意図していることが明らかであり、NTT 再編成の趣旨に照らして問題があると考えます。

7において述べたとおり、そもそも NTT 法において業務範囲規制が規定されている趣旨は、ボトルネック設備を有する地域通信部門と競争分野となる長距離通信部門等を構造的に分離し、公正競争を確保するものである以上、「活用業務」の範囲についても、上記趣旨に反しない範囲で限定的に解釈されるべきであり、地域通信部門と長距離通信部門等を融合させるような業務はそもそも NTT 法の趣旨に反するものとして許容されるべきではありません。また、7において述べたとおり、NTT 東西が今回申請している業務は、そもそも「活用業務」に該当しえないことは明らかであり、「活用業務」にかかる誤った解釈に基づき、「ボトルネック設備を有する部門」たる NTT 東西が、競争分野たる長距離通信部門に係る NGN ビジネスに参入することは絶対に許されてはなりません。したがって、本件は「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の有無を審査するまでもなく、即不認可とされるべきであると考えます。

また、仮に、NTT-NGN に基づく IP サービスについて検討する場合には、当初の NTT 再編の趣旨に立ち返り、NTT-NGN に基づく IP サービスが主要サービスとなる IP 時代に向けて公正競争環境を確保するためには、少なくとも、NTT 東西のボトルネック設備(アクセス回線網)の構造分離又は実質的な機能分離といった措置を講じることが必要不可欠です。そのためにも NTT グループの在り方及び NTT グループに係る規制措置の抜本的な見直しに関する議論の開始時期を、NTT 東西が光アクセス回線で 2,000 万世帯の加入を独占的に確保してしまう 2010 年を待たずに、可能な限り前倒しし、早急に議論を開始すべきです。

以下に、今回の活用業務申請に関する弊社共の詳細意見を述べさせていただきます。

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
東-A 東-B 東-C 西-A 西-B 西-C (以下、 「共通意見」とい う。)	1、2	1	(2)	<p>当社が、地域電気通信業務等を営むために新たに保有する設備により構築するネットワーク(以下「次世代ネットワーク」という。)(※3)及び地域IP網と、自ら敷設・所有する県間伝送路または他事業者等から調達する県間伝送路及び活用業務の認可(平成15年2月19日)に係る県間伝送路を利用し、当社の業務区域において県間のIP通信網サービス(※1)の役務提供を行う。</p> <p>また、同サービスの一部(※2)については、エリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために、当社が、上述のIP通信網サービス用の電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を併せて行う。</p> <p>なお、当該料金設定に係る業務の開始にあたっては、中継伝送区間に係る接続事業者を選定した上で、西日本電信電話株式会社との相互接続を予定している。</p> <p>※1 本業務により提供予定のサービスの種類は、以下のとおりである。</p> <p>①Bフレッツ相当の光ブロードバンドサービスに対応したISP接続</p> <p>②センターエンド型サービス(フレッツ・オフィスワイド)</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>NTT東西の認可申請内容によれば、「他事業者と相互接続し、他事業者の電気通信役務に係るものも含めて料金設定を行い東日本エリア／西日本エリアを含む広範囲なエリアに提供する」とされており、これは明らかに市場支配力を有する第一種指定電気通信事業者であるNTT東西が相互に連携をして役務提供するものであることを意味しています。このことは、「東・西NTTの業務範囲拡大の認可に係る「公正競争の確保に支障を及ぼすおそれ」のある場合等の考え方」(以下「ガイドライン」という。)Ⅲ-2-(3)-イ-(ア)-b-③における、他の市場支配的な電気通信事業者との連携に相当するため、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の審査にあたってはガイドライン別紙1の6の規定に基づき、別個の設備を構築することや、排他的な共同営業を行わないことを実効的に確保し、競争事業者との実質的な公平性を確保することが必要です。</p> <p>また、NTT東西は、本活用業務により提供予定のサービスとして「⑤地上デジタル放送IP再送信向けサービス」を挙げますが、ガイドラインI-(1)の脚注3において「「その他の業</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
				<p>③クローズド・ユーザ・グループ型サービス(フレッツ・グループアクセス)</p> <p>④コンテンツ配信向けサービス(フレッツ・ドットネットEX)及びこれに係る帯域確保型サービス</p> <p>⑤地上デジタル放送IP再送信向けサービス</p> <p>注1)かっこ内は、現在、地域IP網を利用して提供しているサービスの例</p> <p>注2)④の帯域確保型サービス及び⑤は、新規に提供するもの。</p> <p>※2 エリア外の料金設定を行うものは以下のとおりである。</p> <p>②、③の一部のサービス</p> <p>※3 次世代ネットワークは、本申請と同時に申請するIP電話サービスに係る業務においても利用される。</p>	<p>務」としては、～放送業は含まない。」とされているところであり、これを活用業務として提供することは認められるべきではありません。</p>
共通意見	2	2.		<p>平成20年3月(予定)</p> <p>なお、提供開始当初は、首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)の一部地域にて実施予定。</p> <p>順次、提供エリアを拡大。</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>NTT 東西の認可申請内容によれば、業務の開始時期として平成20年3月が予定されていますが、並行して情報通信審議会における NGN 接続ルールに関する諮問・検討が行われており、答申予定が平成20年3月とされています。ガイドライン別紙1の1において、NTT 東西が活用業務を営むにあたり公正競争を確保するために構すべき措置として「ネットワークのオープン化」が規定されていますが、NGN に係る接続ルールが整備されない限り、NTT 東西がネットワークオープン化について適切な措置をとり、活用業務ガイドラインの要件を満たすことはできないことから、本件の認可を行うことは不可能と</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					<p>考えます。この状況の下で、本件の認可を実施した場合、総論4においても指摘した「想定に想定を重ねた判断」となり、行政としての裁量を逸脱した違法な認可となるおそれが強いものと考えます。</p> <p>仮に、活用業務認可に係る事後的な条件として接続ルールの整備及びその内容に即したネットワークオープン化措置の担保等を定めて認可した場合であっても、この措置が未確定なものである以上、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼす可能性が存在するため、この場合も同様に行政としての裁量を逸脱した違法な認可となるおそれが強いものと考えます。</p> <p>また、ガイドライン別紙1の1においては、NTT東西が活用業務を営むために講ずべき措置として「接続ルールでカバーされていない場合であっても、競争事業者が同様の業務を営むために当該設備又は機能が必要不可欠と認められる場合には、競争事業者が同様の業務を営むことができるよう、東・西NTTは、接続等の迅速性、公平性を確保すること」と規定されています。この点に関しては、さらに「その時点で当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されていない場合や当該機能をアンバンドル化することが省令で義務付けられていない場合であっても、東・西NTTは、機能のアンバンドル化、適正な原価に基づき算定された接続料の設定、コロケーションに</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					<p>必要な場所等の提供といった措置を講ずること」と規定されているところであり、NTT 東西は、接続事業者が NTT 東西と同様のサービスを提供可能とするために、基本的などのサービス、どの接続形態についても、収容局における接続点を確保する、若しくはそれと同等な接続を可能とする代替的な接続手段を確保するといった措置を講ずる必要があります。</p> <p>したがって、このような措置の実施を NTT 東西が確約しない限り、本件に関する認可がなされるべきではありません。</p>
共通意見	2	3.		<p>業務の収支の見込みについては、企業秘密に該当する情報であるため不開示としているもの。</p> <p>なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>現状 NTT-NGN に係る接続ルールが整備されていない段階では、NTT-NGN に係る会計ルールも未確定であるため、活用業務収支の分計に係る適切な配賦計算を行うことは不可能です。したがって、総論 1 において述べたとおり、現段階では地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼす可能性がないことを立証することは不可能であり、総務省においても認可可否の判断を行うことは不可能なものと考えます。</p> <p>また、活用業務の収支については、企業秘密に該当する情報として不開示とされていますが、これでは競争事業者において客観的な妥当性の検証を行うことはできません。NTT 東西及び総務省においては、競争事業者においても業務収支の妥当性検証を行うことが可能となる水準まで情報開示を実施すべきと考えます。</p>
	2	4.	(1)	<p>所要資金については、企業秘密に該当する情報であるため不開示としているもの。</p>	
	2		(2)	<p>内部資金による。</p>	

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					<p>そもそも、従来行われているように、活用業務部分(県間部分)のみについて業務収支を検証することは適当でないものと考えます。例えば、過去に認可された活用業務の中で、IP 電話サービスの県間伝送料金設定においては活用業務単体での業務収支として NTT 東が▲3,382 百万円、NTT 西が▲2,666 百万円(平成 18 年度)という赤字が計上されていますが、このように赤字を継続しながら事業を継続していることは、何らかの内部相互補助の存在を疑わせるものであり、活用業務部分(県間部分)のみについて業務収支を検証することでは、認可に係る判断には不十分であることを裏付けるものであると考えます。</p> <p>さらに、地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る活用業務認可(平成 15 年 2 月 19 日)時の総務省の考え方 19 においても、「NTT 東西は、収支状況等について毎事業年度経過後 6 ヶ月以内に総務大臣に報告するとともに、これを公表することとしており、報告内容を受けて必要に応じて所要の措置の実施を求めることとしていることから、担保されているものである。」とされているところです。しかしながら、現実としてこのような措置はとられていない状況であり、実施状況等の報告内容を事後的に検証し、あらためて不認可の判断や、認可条件の見直しを実施すべきと考えます。そもそも、事後的に活用業務の赤字が継続するということは、当</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					初の認可取得時の審査において地域電気通信事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ及び公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがないことを適切に判断できなかったということであり、より厳格な審査が実施されることが必要です。
共通意見	3	5.		<p>IP化の進展による様々な市場・サービスの融合が進む中で、お客様のニーズはますます高度化・多様化しており、“より高速で快適”、“安心・安全”、“いつでもどこでも何でもつながる”ブロードバンド・ユビキタスサービスへのニーズが高まってきている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、コンテンツの大容量化やリアルタイム通信の普及により高まった広帯域で品質確保型の通信を可能にするサービスへのニーズに応えること等を目的として、当社が、次世代ネットワークを用いた県間のIP通信網サービスの役務提供を行うこととしたものである。</p> <p>具体的には、コンテンツ配信向けサービスについては、大容量なコンテンツを安定的に提供したい、加えて地上デジタル放送の伝送が行える電気通信役務利用放送事業者向けサービスを利用したい等の要望が高まったことからコンテンツ配信向けの帯域確保型サービスを提供する。</p> <p>また、ネットワークの信頼性を向上するとともに、一元的な管理・対応を可能にするため、新たに高度化・大容量化に対応した新装置を設置し、自ら構築した県間伝送路または他事業</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>NTT 東西の認可申請内容によれば、「他事業者と相互接続し、他事業者の電気通信役務に係るものも含めて料金設定を行い東日本エリア／西日本エリアを含む広範囲なエリアに提供する」とされており、これは明らかに市場支配力を有する第一種指定電気通信事業者である NTT 東西が相互に連携をして役務提供するものであることを意味しています。このため、ガイドライン別紙 1 の 6 に定めるとおり、別個の設備設置、排他的な共同営業の禁止すること等を確保するための厳格な条件を適用することが必要です。例えば、LAN 型通信網サービスに係る認可申請においては、「一元的な管理・対応を可能とする」と記載されていますが、NTT 東西別個のネットワーク運用の確保、NTT 東西と接続事業者との間での対応の同等性の確保等の措置が講じられる必要があると考えます。</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
				<p>者等から卸電気通信役務等により調達した県間伝送路を利用したネットワークを構築する。</p> <p>さらに、エリア外のお客様とも様々な高機能な通信を行いたいというお客様ニーズが顕在化してきたこと等に応えるため、一部のサービスについて、他事業者と相互接続し、他事業者の電気通信役務に係るものも含めて料金設定を行い、西日本エリアを含む広範囲なエリアに提供することとしたものである。</p>	
東-C 西-C	3	5.		<p>なお、すでに他事業者は全国を一体で提供できるLAN型通信網サービスを積極的に提供しており、広域イーサネット市場の競争は十分に進展している。総務省の「電気通信事業分野における競争状況の評価 2006」報告書によれば、NTT東西のシェアは87.9%(2001年3月)から27.6%(2006年9月)と約1/3に著しく低下しており、当社が県間のLAN型通信網サービスを提供しても公正な競争を阻害するおそれはないものとする。</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>また、LAN型通信網サービスに係る認可申請において、「すでに他事業者は全国を一体で提供できるLAN型通信網サービスを積極的に提供しており、広域イーサネット市場の競争は十分に進展している。～当社が県間のLAN型通信網サービスを提供しても公正な競争を阻害するおそれはない」とされていますが、この考え方は適当ではないものと考えます。LAN型通信網サービスの市場において競争が実現されているのは、市場支配力を有する第一種指定電気通信事業者であるNTT東西が業務範囲規制の下でその市場支配力を制限されている結果であると考えます。本件活用業務の認可判断にあたっては、NTT東西が一体的に全国規模でのLAN型通信網サービスを展開することとなった場合の公正競争に与える影響を詳細に検証し、公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがないことを証明することが必要です。公正競争確保のためには、少なくとも、LAN型通信網サービスを指定電気通信役務とした上で、各収容局ごと等の多様な接続点を設け、接続</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					料を設定し、料金設定権を接続事業者に付与しエンドエンドでの料金設定を可能とするとともに、NTT 東西が設定する接続料についてのスタックテストの厳密な実施が確保されない限り認可されるべきではありません。
共通意見	3	6.	(1)	<p>IP通信網サービスの提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備、端末系伝送路設備、端末系交換設備及び各種サーバ。</p> <p>本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がでないように対処する考えである。</p> <p>なお、IP通信網サービスの設備概要は、添付資料1のとおり。</p>	<p>【意見】</p> <p>ガイドラインⅢ-1-(2)の②において、「地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれが生じる場合」に地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めています。</p> <p>この点に関して、NTT 東西は認可申請において、「トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図る」こととしていますが、この申請内容では地域電気通信業務の円滑な提供に支障を及ぼす可能性がないことを証明しきれていません。したがって、総論1において述べたとおり、NTT 法第2条5項は地域電気通信業務の円滑な提供に支障を及ぼす可能性がないことを立証されない限り認可がなされるべきではありません。</p> <p>また、本件については、NTT 東西が地域IP網のNTT-NGNへのマイグレーションを表明していることから今後本件に係るトラフィックが増加することは確実であり、将来にわたって地域電気通信業務等に影響がでる懸念は大きく、一方でその懸念</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					<p>に対して NTT 東西の認可申請内容では増設すべき設備数・設備内容等の具体的な対応を示すことができていないことから、地域電気通信業務の円滑な提供に支障を及ぼす可能性がないことを立証できないものとして認可されるべきではありません。</p> <p>さらに、地域 IP 網の NTT-NGN へのマイグレーションについてはその詳細を開示しない限り、トラフィック増等の適切な規模を想定することができず、競争事業者において客観的な妥当性の検証を行うことはできません。NTT 東西及び総務省においては、競争事業者においても NTT-NGN に係る妥当性検証を行うことが可能となる水準まで地域 IP 網の NTT-NGN へのマイグレーションに関する情報開示を実施すべきと考えます。</p>
共通意見	4		(3)	<p>現在、IP通信網サービスに関する業務を行う組織に所属する社員。</p> <p>なお、本業務によりサービスメニューが増えるものの、社員の活用については地域電気通信業務等の遂行に影響が出ないように対処する考えである。</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>ガイドラインⅢ-1-(2)の②において、「地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれが生じる場合」に地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めています。</p> <p>この点に関して、NTT東西は認可申請において、「本業務によりサービスメニューが増えるものの、社員の活用については地域電気通信業務等の遂行に影響が出ないように対処することとしています。しかし、この申請内容では地域電気通信業務の円滑な提供に支障を及ぼす可能性がないことは証明しき</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					<p>れておらず、総論 1 において述べたとおり、NTT 法第 2 条 5 項は地域電気通信業務の円滑な提供に支障を及ぼす可能性がないことが立証されない限り認可がなされるべきではありません。</p> <p>また、本件については、NTT 東西が地域 IP 網の NTT-NGN へのマイグレーションを表明していることから今後本件に係る業務負荷が増加することは確実であり、将来にわたって地域電気通信業務等に影響がでる懸念は大きく、一方でその懸念に対して NTT 東西の認可申請内容では具体的な対処内容を示すことができていないことから、地域電気通信業務の円滑な提供に支障を及ぼす可能性がないことが立証されていないものとして認可されるべきではありません。</p> <p>さらに、地域 IP 網の NTT-NGN へのマイグレーションについてはその詳細を開示しない限り、業務負荷・適正人員を想定することができず、競争事業者において客観的な妥当性の検証を行うことはできません。NTT 東西及び総務省においては、競争事業者においても NTT-NGN に係る妥当性検証を行うことが可能となる水準まで地域 IP 網の NTT-NGN へのマイグレーションに関する情報開示を実施すべきと考えます。</p>
共通意見	4	7.	(1)	本業務の実施にあたっては、本業務の申請に合わせて接続に必要なインタフェース条件を開示する予定であり、これによりオープンな接続性を確保する考えである。県間伝送路を自ら構築する場合においては、他事業者からの具体的な接続	<p>【意見】</p> <p>「2. 業務の開始時期」の項においても述べたとおり、NTT 東西の認可申請内容によれば、業務の開始時期として平成 20 年 3 月が予定されていますが、並行して情報通信審議会におけ</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
				<p>要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。また、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達する考えである。また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。</p>	<p>る NGN 接続ルールに関する諮問・検討が行われており、答申予定が平成 20 年 3 月とされています。ガイドライン別紙 1 の 1 において、NTT 東西が活用業務を営むにあたり公正競争を確保するために構すべき措置として「ネットワークのオープン化」が規定されていますが、NGN に係る接続ルールが整備されない限り、NTT 東西がネットワークオープン化について適切な措置をとり、活用業務ガイドラインの要件を満たすことはできないことから、本件の認可を行うことは不可能と考えます。この状況の下で、本件の認可を実施した場合、総論 4 においても指摘した「想定に想定を重ねた判断」となり、行政としての裁量を逸脱した違法な認可となるおそれが強いものと考えます。</p> <p>仮に、活用業務認可に係る事後的な条件として接続ルールの整備及びその内容に即したネットワークオープン化措置の担保等を定めて認可した場合であっても、この措置が未確定なものである以上、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼす可能性が存在するため、この場合も同様に行政としての裁量を逸脱した違法な認可となるおそれが強いものと考えます。</p> <p>公正な競争の確保のために、光アクセス回線を使用する NTT-NGN に係るネットワークオープン化措置をとる場合には、弊社共が NGN に係る接続ルールの整備において主張し</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					<p>ているとおり、各收容局において、OSU 共用による 1 分岐回線単位での光アクセス回線の開放を実現することが不可欠です。少なくとも、この 1 分岐回線単位での開放が確保されない限り、競争事業者との同等性は確保できないため、本件は認可されるべきではないと考えます。</p>
共通意見	5		(2)	<p>本業務の実施にあたっては、市販の装置や光ファイバの組合せにより対応するものであり、接続に必要なインタフェース条件を本業務の申請に合わせて開示する予定である。</p> <p>また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。</p> <p>なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>ガイドライン別紙 1 の 2 においては、「技術的インターフェース等のネットワークに関する情報を迅速かつ合理的な価格(又は無償)で提供」とありますが、NTT 東西の申請内容においては、開示の際の価格が明確になっておらず、仮に、NTT 東西が高額な価格設定を行った場合には、公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと考えます。</p> <p>したがって、少なくとも、NTT 東西より、当該情報の無償提供が行われることが明確になる、または合理的な価格で開示する予定であれば、価格とその価格が合理的であることの根拠が示されるまで、本件は認可されるべきではないと考えます。</p>
共通意見	5		(3)	<p>他事業者はIPを利用したサービスを既に提供中であり、当社は本業務によるサービスを競争環境下で提供していくことから、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。</p> <p>なお、他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>ガイドライン別紙 1 の 3 においては、「東・西 NTT は、東・西 NTT の活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者が、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報を、東・西 NTT が活用業務を営む場合と同等の条件で迅速かつ合理的な価格</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
				<p>する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものと考ええる。</p> <p>また、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。</p>	<p>により入手、利用することを可能とすること」とあるのに対し、NTT 東西の申請内容においては、「中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されている」とあります。</p> <p>しかしながら実際は、中継光ファイバを用いた接続事業者網の構築は NTT と同等とはいえない状況にあります。例えば中継光ファイバにおいて、セキュリティの見地から経由する局舎に関する情報が NTT 東西より開示されていないため、競争事業者は NTT と同様に経路ダイバーシティや冗長性を確保したネットワーク構築を確実に実施することができません。このように、NTT と競争事業者の間でネットワーク構築に係る同等性は確保されておらず、公正競争を確保するために設けられたパラメータの一つ((3)必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保)を満たしていないものと考えます。</p> <p>なお、弊社が平成 19 年 8 月 31 日に公表された NTT 東西接続約款の変更案に対する意見募集(電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更)に対して、上記の理由により中継光ファイバの経路情報公開を要望したところ、平成 19 年 10 月 26 日付の総務省の考え方において、「中継ダークファイバの経路が接続事業者の要望</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					<p>に合致しない場合は、まずは事業者間で協議することが適当であるが、NTT東西においては、接続事業者がネットワークの信頼性を向上できる経路構成がとれるよう、その対応に可能な限り努めることが適当である」と示されましたが、現時点では経路情報の公開には至っておりません。</p> <p>したがって、少なくともこのような NTT 東西と競争事業者間の非同等性が全て解消されるまで、本件は認可されるべきではないと考えます。</p>
共通意見	5、6		(4)	<p>従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。</p> <p>① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。</p> <p>② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。</p> <p>i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>NTT 東西における営業面でのファイアーウォールに関する追加的措置の必要性は、これまで幾度となく競争事業者から要望されています。例えば、先般行われた競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(結果公表:平成19年8月24日)においても、競争事業者各社からは依然 NTT 東西における営業面のファイアーウォールが不十分であることの事例が多数挙げられ、現行の NTT 東西におけるファイアーウォール措置が「十分に実施されない」疑いがあることが示されているところです。</p> <p>営業面でのファイアーウォール措置に関しては、総務省は平成15年10月3日の「NTT東西の活用業務に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方」の「1.法人向けIP電話サービス(仮称)の県間伝送等に係る料金設定」【考え</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
				<p>流用しないこと。</p> <p>ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。</p> <p>iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。</p> <p>等</p> <p>また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。</p> <p>なお、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合には、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。</p>	<p>方 34】にあるように、「営業面のファイアーウォールに関しては、…(略)…総務省としても、当該措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たなファイアーウォール確保措置が求められるような状況が生じれば、個別に適切な対応を行っていく」との見解を示していますが、これまで、総務省が NTT 東西に対して新たな措置を求めたことはありません。しかしながら、IP 化の進展等により、NTT 東西において独占市場である固定電話市場における市場支配力をレバレッジした、光 IP 電話への移行が進む等、「市場環境の変化」が生じており、上記総務省の考え方に示されている「新たなファイアーウォール確保措置が求められるような状況」になっていると考えます。</p> <p>このような中、今回の申請における「営業面でのファイアーウォール」に関する記述は、ガイドラインの改正に伴い新たに子会社を通じた営業活動について触れられた部分を除き、平成 14 年 11 月 22 日付の活用業務認可申請書から同一の文面で変わっておらず、しかもその内容は、「本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施」といった抽象的な内容にとどまっている上、これらの指導内容は非開示とされています。</p> <p>以上を踏まえると、今回の NTT 東西の認可申請書の内容をもって「営業面でのファイアーウォール」が確保されているという</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					<p>判断を下すことは不可能と考えます。</p> <p>また、営業面でのファイアーウォールを本質的に確保するためには、総論 3 において述べたとおり、地域電気通信業務と活用業務の提供は個別に行うべきであり、県内サービスの契約と県間サービス(活用業務)の契約を個別に行うことが必要と考えます。具体的には、IP 電話サービスにおいて県間通話を利用するためには個別の契約を締結する等といった対応が必要であり、県間部分を含む業務について、本来県内に限った業務であるべき NTT-NGN に係る契約と一体とすることは、そもそも競争事業者との間での同等性が確保できないため、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」が存在することとなります。</p> <p>したがって、少なくとも総務省は NTT 東西に対して、指導の強化及び指導内容の公表、並びにファイアーウォールを確実にするための措置の実施を求めるべきであり、これに対して NTT 東西より具体性・実効性のある措置が公表され、「営業面でのファイアーウォール」措置が確実になされるまで、本件は認可されるべきではありません。</p>
共通意見	6		(5)	<p>本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。</p> <p>また、県内のIP通信網サービスに関する業務と本業務の間</p>	<p>【意見】</p> <p>ガイドラインにおいては、「東・西 NTT は、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
				<p>のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。</p> <p>なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。</p> <p>さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費(顧客獲得に要するコストを除く。)の合計額を上回るよう算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。</p>	<p>明らかにすること」とあるのに対し、NTT 東西の申請内容においては、「県内の IP 通信網サービスに関する業務と会計を分計する考え」との記述に留まっています。</p> <p>これまでの活用業務の実施状況報告においては、活用業務収支ということで県間部分のみの収支が公表されていますが、例えば「IP 電話サービスの県間伝送等料金設定」については、平成 16 年度にその収支が公表されて以来、毎年赤字を計上しており、赤字を継続しながら事業を継続していることは、何らかの内部相互補助の存在を疑わせるものといえます。</p> <p>上記のように、実施状況報告にて公表されている収支は内部相互補助の防止という観点からは不十分でありながら、今回の NTT 東西の認可申請書においては、従来どおり「電気通信事業会計規則に準じた費用配賦」「適切な配賦基準」といった記述にとどまっているため、活用業務の実施にあたり内部相互補助の疑いが依然晴れず、公正競争を確保するために設けられたパラメータの一つ((5) 不当な内部相互補助の防止(会計分離等))を満たしていないものと考えます。</p> <p>したがって、少なくとも NTT 東西より活用業務の収支報告に関してより詳細な情報の公開(県間部分以外の収支公表、配賦基準・配賦比率の公表等)がなされ、内部相互補助の疑い</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					がないことが明らかにされるまで、本件は認可されるべきではないと考えます。
共通意見	6、7		(6)	<p>本業務の実施にあたっては、本業務の申請に合わせてインタフェース条件を開示する予定であり、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。また、本業務を営む上で、「活用業務認可ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者とは公募により調達する中継伝送路を含め接続により料金設定を行うこととしているが、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものとする。今後、「活用業務認可ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、公平性の確保に努める考えである。</p>	<p>【意見】</p> <p>ガイドラインにおいて、「活用業務を営むに当たり、東・西 NTT が資本関係等を理由に特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことのないよう、東・西 NTT において、コンテンツ提供事業者や ISP 事業者その他の電気通信事業者等との提携条件の公表等、関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めること」とされており、今回も NTT 東西は県間伝送路の調達に関し、事業者に対して公募を行っています。</p> <p>この県間伝送路の調達に関しては、以前も競争事業者から問題提起がなされているところであり、例えば平成 15 年 10 月 3 日の「NTT 東西の活用業務に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方」の「1.法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」【意見 15】において、接続事業者の入札期間は短すぎ、事前に条件が整った事業者しか入札できない状況は、公平性・透明性が確保されているとはいえない、とする旨の意見が示されているところです。</p> <p>これに対して総務省は、「全ての事業者に対し同一の期間で募集を行い、県間・国際とも相当数の事業者（県間 4 社、国際 5 社）からの入札があったとのことであり、社会通念上、著しく</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					<p>困難なスケジュール設定であったとは認められない」との見解を示しています。</p> <p>しかしながら、今回の募集における中継伝送路構築の期限も、以前の募集時と大差なく一般的に事業者が伝送路構築を行う際のスケジュールより厳しいものとなっており、このことは、募集開始前に NTT 東西が接続候補先と事前に協議を行い、調整が完了していることを疑わせるものです。</p> <p>すなわち、一般的に接続を開始する際よりも厳しいスケジュールを満たすことが条件となっていること自体が、県間区間中継事業者の募集に関し、NTT 東西が事業者を公平に扱っていない(事前協議の存在)という疑いを抱かせるものであり、「関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保」しているとは言えず、公正競争を確保するために設けられたパラメータの一つ((6)関連事業者の公平な取扱い)を満たしていないものと考えられます。</p> <p>したがって、少なくとも、一般的に接続を開始する際の余裕を持ったスケジュールを条件とした上での募集のやり直し、及び募集終了後、入札会社・選定会社等を公開の上、その選定手続きが公平に行われたことの検証等が実施され、「関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めること」が確実になされるまで、本件は認可されるべきでないと考え</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					<p>えます。</p> <p>また、ガイドラインにおいては、「東・西 NTT が、活用業務を営むに当たり、他の市場支配的な電気通信事業者との連携によりサービスを提供することを予定している場合においては、当該連携の概要について明らかにするとともに、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築することや、排他的な共同営業を行わないこと等、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずること」とあるのに対し、NTT 東西の認可申請書においては、「当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものと考え」と記述されています。</p> <p>しかしながら、例えば全国に拠点を有する顧客(法人等)を相手にした営業の場合、NTT 東日本の営業が、自社エリア外でのサービス提供を行う事業者を顧客に自由に選択させるといった状況は考えにくく、むしろ NTT グループという資本関係の下では、NTT 西日本を推奨することが想定されます。</p> <p>すなわち、NTT 東西の申請内容にあるような「排他的な共同営業を行う考えはない」といった意思表示のみでは、「関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保」しているとは言えず不十分であり、公正競争を確保するために設けられたパラ</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					<p>メータの一つ((6)関連事業者の公平な取扱い)を満たしていないものと考えられます。</p> <p>したがって、少なくとも、NTT 東西より排他的な共同営業を行わないことを確実にするより具体性・実効性のある措置が公表され、「競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置」が確実になされるまで、本件は認可されるべきではないと考えます。</p>
共通意見	7		(7)	<p>(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。</p> <p>ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用(収益)項目一覧:経営上の秘密に属する情報に該当するため。</li> <li>・県間伝送路調達の募集案内:公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。</li> <li>・社内文書・規定類等の一部:コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。</li> </ul>	<p><b>【意見】</b></p> <p>ガイドラインにおいては、「経営上の秘密に属する等の理由により、公表することが困難である事項については、申請の時点において当該事項を明らかにするとともに、その理由を具体的に示すこと」とあります。これに対して、NTT 東西は、「費用(収益)項目一覧」の非公表理由を「経営上の秘密」、「社内文書・規定類等の一部」の非公表理由を「コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要」としていますが、この記述では具体性があるとは言えないと考えます。また、そもそも、「社内文書・規定類等の一部」という記述では、非公表となる資料がどのようなものかすら特定できない状況です。</p> <p>以上のことから、ガイドラインに定める、公正競争を確保するために設けられたパラメータの一つ((7)実施状況等の報告)を満たしていないものと考えられるため、少なくとも、NTT 東西が非公表とする事項及びその理由について、より具体的な内</p>

申請内容	頁	項目	括弧	該当部分	意見
					容を明らかにするまで、本件は認可されるべきではないと考えます。

以上